

熊谷市監査委員公告第12号

地方自治法第199条第5項の規定に基づき工事監査を実施し、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を決定したので、別添のとおり公表する。

令和3年2月19日

熊谷市監査委員 三 澤 欣 一

熊谷市監査委員 権 田 清 志

令和2年度 工事監査結果報告書

1 監査の種類

熊谷市監査基準第2条第1項第1号に掲げる監査

2 監査の対象

令和2年度において施工中の請負金額 5,000 万円以上で工期が2月～3月末までの工事の中から選定した。

(1) 対象工事

熊谷さくら運動公園テニスコートトイレ改修工事

(2) 対象部署

都市整備部公園緑地課

都市整備部建築審査課

総務部契約課

3 監査の方法

対象工事に関連する事務事業の執行が、法令に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げられるよう、設計、施工及び監理等が適切かつ効率的に行われているかを念頭に、公益社団法人大阪技術振興協会と工事技術調査業務委託契約を締結し、技術士の派遣を求めて実施した。

4 監査の主な実施内容

工事関係書類を調査し、疑問点は関係者に質問するとともに、工事現場において、当該工事の計画・調査・設計・仕様・積算・契約・施工管理・監理（監督）・試験・検査等の各段階における技術的事項の実施状況について、適正で効果的かつ効率的に行われているかを実査した。

5 監査の実施場所及び期間

(1) 実施場所

監査委員事務局、熊谷市役所議会棟第一委員会室及び工事現場

(2) 監査期間

令和2年11月5日から令和3年2月10日まで

6 監査の結果

熊谷さくら運動公園テニスコートトイレ改修工事に係る事務事業は、適正に執行されていると認められた。

なお、調査を依頼した技術士から、以下の改善・指導等の助言があったので、

これらを参考に、安全対策に十分配慮しながら、残された工事工程の中で更なる品質・性能の向上を目指して、引き続き事務事業の執行に努められたい。

(1) 施工管理について

ア 現場の安全管理、特に安全巡視・安全教育・安全研修実施報告書等については、朝礼・災害防止協議会・打合せ会・新規入場教育を通じて実施しており、KY活動・安全パトロール・店社パトロール等を推進していることは評価できるが、現場内に安全巡視記録として残されていないので、改善されたい。

(2) 試験・検査について

ア ステンレス建具(ハンガードア)の耐風圧性・気密性・水密性については、メーカー出荷前の製品検査時に確認することであり、「はさまれ事故」対策についてもダンパー制御機能があるので、あわせてチェックし、記録を残す必要がある。

イ 「水質基準に関する省令」に基づく科学的・物理的及び生物化学的試験による水質試験について質問したところ、既設管接続のため実施しないとの説明であるが、新たに配管系統が新設されるため、工事竣工引渡し前に水質測定を行うことが望ましく、各所通水・検査完了後に水質検査業認定業者により、メーターから最遠方の給水栓より検体を採取し、厚生労働省令第101号水質基準に関する省令に基づき、計量証明可能な分析機関にて指定11項目の水質検査を実施したものを確認の上、記録を残すよう指導されたい。

(3) その他

ア 工事安全打合せファイルを点検したが、書式・項目については工夫が見られ、日常管理の中で指示・点検・確認のプロセスも概ね実践されており良好である。ただし、災害防止協議会及び店社パトロールに対する指摘事項と改善及び記録については実施されているものの、現場内に点検記録の書類を保管することが必要であり、改善されたい。